

様式第2号（第4条第2項／附則第2条第2項関係）農業用ため池の変更届出

農業用ため池の変更届出書

年 月 日

京都府知事 様
（京都府〇〇広域振興局長 様）

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池に関する届出事項に変更が生じたので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項（附則第2条第2項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 変更の年月日
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

[備考]

- 1 附則第2条第2項は、既存農業用ため池の所有者等が都道府県知事へ届出を行う場合

様式第3号（第4条第2項関係）農業用ため池の廃止届出

農業用ため池の廃止届出書

年 月 日

京都府知事 様
（京都府〇〇広域振興局長 様）

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池を廃止したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の理由
- 5 廃止後のため池、敷地の利用計画

様式第5号（附則第2条第4項関係）未届の農業用ため池の通知

通知書

年 月 日

京都府知事 様
（京都府〇〇広域振興局長 様）

〇〇市町村長

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第1項の規定による届出がされていないと認められるので、同条第4項の規定により通知する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 その他必要な事項

[備考]

- 1 「その他必要な事項」の欄には、市町村が把握している当該農業用ため池の所有者等の情報を記載する。

様式第9号（第7条第4項関係）特定農業用ため池の指定の申出

申出書

年 月 日

京都府知事 様
（京都府〇〇広域振興局長 様）

住所 〇〇 〇〇
氏名 〇〇 〇〇

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項に規定する要件に該当し、特定農業用ため池として指定する必要があると思料しますので、同条第4項の規定により申し出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

様式第 12 号（第 8 条第 1 項又は第 3 項関係）行為制限に関する許可申請・協議

特定農業用ため池における行為 許可申請
協 議 書

年 月 日

京都府知事 様
（京都府〇〇広域振興局長 様）

申請者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 8 条 第 1 項
第 3 項 の規定に基づき、下記の行為について
許可を申請
協 議 します。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 行為の内容及び施行方法
- 4 行為の着手予定年月日
- 5 行為の完了予定年月日
- 6 その他必要な事項

[備考]

- 1 許可申請 第1項 許可を申請
 協 議 第3項 協 議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 行為の計画については、行為の内容の記述の末尾に、「（計画の詳細は、別様の計画書及び計画図等による）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を添付すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

様式第 15 号（第 9 条第 1 項関係）防災工事計画の届出

特定農業用ため池の防災工事計画届出書

年 月 日

京都府知事 様
（京都府〇〇広域振興局長 様）

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類
＜老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他＞
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着工予定年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

[備考]

- 1 防災工事の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 防災工事の内容及び施行方法については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別様の計画説明書及び計画図等による。）」と記載し、それぞれ必要な計画説明書及び図面等を別様とすること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 本届出書は、防災工事に着手する日の 30 日前までに届け出ること。

様式第 17 号（第 9 条第 3 項関係）既施行の防災工事計画の届出

特定農業用ため池の防災工事計画届出書

年 月 日

京都府知事 様
（京都府〇〇広域振興局長 様）

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類
＜老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他＞
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着工年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

[備考]

- 1 防災工事の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 防災工事の内容及び施行方法については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別様の計画説明書及び計画図等による。）」と記載し、それぞれ必要な計画説明書及び図面等を別様とすること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 本届出書は、当該農業用ため池が特定農業用ため池に指定された日から 30 日以内に届け出ること。

様式第23号（第13条第1項関係）施設管理権の設定に関する裁定申請

裁定申請書

年 月 日

京都府知事 様
（京都府〇〇広域振興局長 様）

〇〇市町村長

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり裁定を申請する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の管理及び保全の現況
- 4 その他参考となるべき事項
 - （1）探索の実施状況
 - （2）市町村に特定農業用ため池の施設管理権を設定することが必要かつ適当と認める理由

様式第 24 号（第 13 条第 2 項関係）施設管理権の設定に係る裁定申請の申出

申出書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所：〇〇〇〇

氏名：〇〇〇〇

下記の特定農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、施設管理権の設定に関し同条第 1 項の規定による申請をすべき旨を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

様式第 27 号（第 14 第 1 項第 4 号関係）裁定の申請に係る異議申出

申出書

年 月 日

京都府知事 様
（京都府〇〇広域振興局長 様）

住所〇〇〇〇
氏名〇〇〇〇

〇年〇月〇日付けで公告（通知）のあった〇〇市町村長による申請について、下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池の管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

[添付資料]

- 1 申出者の所有権を証する書類

様式第 30 号（第 16 条第 3 項・第 17 条第 4 項関係）特定農業用ため池の管理に要する費用の納付命令

納付命令書

年 月 日

〇〇〇〇殿
（所有者の氏名）

〇〇市町村長

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 16 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり特定農業用ため池の管理に要する費用を徴収する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の管理の内容
- 4 納付額（※算定基礎を明示すること）
- 5 納付方法
- 6 納付期限

〔備考〕

- 1 存続期間を延長した施設管理権に係る管理費用の納付命令を行う場合は、本文中「第 16 条第 3 項」を「第 17 条第 4 項で準用する第 16 条第 3 項」に変えて記載する。

様式第 31 号（第 17 条第 1 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請

裁定申請書

年 月 日

京都府知事 様
（京都府〇〇広域振興局長 様）

〇〇市町村長

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり裁定を申請する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の施設管理権の存続期間を延長することが必要かつ適当と認める理由

様式第 32 号（第 17 条第 2 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の申出

申出書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所：〇〇〇〇

氏名：〇〇〇〇

下記の特定農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 2 項において準用する第 13 条第 2 項の規定により、施設管理権の設定に関し同法第 17 条第 1 項の規定による申請をすべき旨を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

様式第 35 号（第 17 条第 2 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の異議申出

申出書

年 月 日

京都府知事 様
（京都府〇〇広域振興局長 様）

住所〇〇〇〇
氏名〇〇〇〇

〇年〇月〇日付けで公告（通知）のあった〇〇市町村長による申請について、下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池の管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

[添付資料]

- 1 申出者の所有権を証する書類

様式第 39 号（第 18 条第 4 項関係）立入調査の身分証明書（職員）

表

第	号	身 分 証 明 書	
上 半 身 前向写真	所 属：		
	氏 名：		
	上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 18 条の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量若しくは調査をする職員であることを証する。		
有 効 期 限：		年 月 日 ～ 年 月 日	
発 行 年 月 日：		年 月 日	
発 行 者：			

裏

農業用ため池の管理及び保全に関する法律抜粋
（報告徴収及び立入調査）

第 18 条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第七条第一項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 都道府県は、第二項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

様式第 40 号（第 18 条第 4 項関係）立入調査の身分証明書（委任された者）

表

第	号	身 分 証 明 書	
上半身 前向写真		所 属：	
		氏 名：	
		上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 18 条の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量若しくは調査をするため委任された者であることを証する。	
		有 効 期 限： 年 月 日 ～ 年 月 日	
		発 行 年 月 日： 年 月 日	
		発 行 者：	

裏

農業用ため池の管理及び保全に関する法律抜粋
（報告徴収及び立入調査）

第 18 条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第七条第一項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 都道府県は、第二項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。